

## 農地法第43条第1項届出の提出書類【農作物栽培高度化施設】

●届出期間 随時 または 毎月20日(同時に農地法3条許可申請をおこなう場合)

●提出部数 各2部ずつ

提出書類		備 考	チェック
届出書		正本1部、副本1部	<input type="checkbox"/>
(委任状)		代理人が申請する場合(1部コピー可)	<input type="checkbox"/>
案内図 1/1,000~2,000		届出地の場所がわかるもの(住宅地図など)	<input type="checkbox"/>
公図 1/500あるいは600		届出地のもの(コピー可)	<input type="checkbox"/>
土地登記簿		法務局発行(1部コピー可)	<input type="checkbox"/>
住民票 全部(一部)写し		1部コピー可	<input type="checkbox"/>
届出者が法人の場合	法人登記事項証明書	法務局発行(1部コピー可)	<input type="checkbox"/>
	定款または寄附行為	コピー可	<input type="checkbox"/>
	法人の印鑑証明	法務局発行(1部コピー可)	<input type="checkbox"/>
施設計画図①		施設配置、施設底面の用途(農作物の栽培施設、作業用通路、環境制御装置の置場、その他栽培に必要な施設)のわかるもの	<input type="checkbox"/>
施設計画図② ※施設の屋根または壁面を透過性のないもので覆う場合		日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設から水平距離5m及び10mの線、「農作物栽培高度化施設であること」の標識の位置がわかるもの	<input type="checkbox"/>
営農計画書		農作物の栽培時期、生産量、主たる販売先、施設設置に関する資金計画等	<input type="checkbox"/>
同意書		所有権または使用及び収益を目的とする権利を有するものの同意(1部コピー可)	<input type="checkbox"/>

### ●注意事項

※ 添付書類として必要となる証明書は、提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

※ 農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転等する場合、届出とあわせて農地法3条の許可申請が必要となります。

※ 農作物栽培高度化施設の用地を借りる場合、借人は、農地法3条の許可申請等の貸借契約の設定が必要となります。

※ 農作物栽培高度化施設用地を借りて利用する場合でその農地が共有名義の場合、共有者すべての同意が必要です。